

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	風しんの追加的対策の実施に伴う保健情報システム（対人系）の改修等について
----	--------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：健康部保健予防課）

事業の概要

事業名	風しんの追加的対策
担当課	保健予防課
目的	感染症まん延の防止及び区民の健康の保持増進
対象者	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性で、風しんの追加的対策制度を利用して風しん抗体検査を希望する区内に住所を有する者及び風しん第5期定期接種を希望する区内に住所を有する者
事業内容	<p>風しんは、発熱及び発疹を主な症状とし、飛沫感染により人から人へ感染し、感染力が強い疾病である。妊娠中の女性が風しんに感染すると、子どもに目や耳等の障害を含む先天性風しん症候群（CRS）が生じる可能性がある。</p> <p>1 これまでの経緯（資料68-1のとおり）</p> <p>区では、予防接種法に基づく定期予防接種（接種の努力義務及び国の積極的勧奨あり）に加え、定期予防接種の未接種者や特定の条件を満たした方（19歳以上の妊娠を希望する女性など）に対して抗体検査費用の全額や予防接種費用の一部を助成するなど任意予防接種への取組みも積極的に行っている。</p> <p>しかし、2018年7月以降、特に関東地方で、30代から50代までの男性を中心に風しんの患者数が増加している。</p> <p>そこで、国は、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性を新たに風しんに係る定期予防接種の対象とし、公的な予防接種を1回受ける機会を設けることとした。（2022年3月31日までの時限措置）</p> <p>なお、上記予防接種の実施に当たっては、ワクチンを効率的に活用するため、まず上記世代の男性の風しん抗体検査を行い、当該検査の結果、抗体が十分でない者を定期予防接種の対象とする。</p> <p>対象者の多くが働く世代の男性であることから、全国の医療機関で抗体検査、予防接種を受けることを可能にし、企業等で定期に実施する健康診断の機会を活用するなど、可能な限り抗体検査、予防接種を受ける機会を増やし、利便性の向上を図る。</p> <p>2 風しんの追加的対策に係る個人情報の流れ（資料68-2のとおり）</p> <p>3 当区における風しん抗体検査及び予防接種見込数（2019年度から2022年度まで）</p> <p style="padding-left: 20px;">抗体検査 約28,000件</p> <p style="padding-left: 20px;">予防接種 約8,400件</p> <p>4 区民への事業周知</p> <p style="padding-left: 20px;">区ホームページ及び広報、対象者への個別通知</p>

件名 風しんの追加的対策の実施に伴う保健情報システム(対人系)の改修について

保有課(担当課)	保健予防課						
登録業務の名称	保健情報システム(予防接種)						
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 風しん追加的対策制度を利用して、風しん抗体検査を受けた区民及び風しん第5期定期接種を受けた区民 2 記録項目 <ol style="list-style-type: none"> ① 抗体検査 検査日、実施医療機関、検査方法、検査結果(抗体価) ② 予防接種 住民番号、生年月日、接種日、実施医療機関、接種ワクチン種別 3 記録するコンピュータ 情報システム課設置サーバ(新宿区情報システム統合基盤上で運用する。) <p>※…太字ゴシック(下線)箇所の記録項目を追加する。</p>						
新規開発・追加・変更の理由	<p>風しん追加的対策の実施(2019年4月1日から2022年3月31日まで 約28,000件)に伴い、全国の医療機関及び健診機関で抗体検査、予防接種が可能となる。</p> <p>抗体検査については、抗体検査の際に使用する判定キットの種類が多々あり、使用する判定キットにより、抗体価の高低を判定する基準も異なる。そのため、検査方法と抗体価を記録する項目を新たに追加することで、適正な情報管理を図る。</p>						
新規開発・追加・変更の内容	<p>以下の対象者管理機能の新設及び追加</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 風しん抗体検査に係る検査方法、抗体価の入力項目の新設及び取込み機能のメニュー追加 2 風しん追加的対策に係る風しん予防接種者情報(住民番号、生年月日、接種日、実施医療機関、接種ワクチン種別)の取込み機能のメニュー追加 						
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 区と委託先との契約書には、「特記事項」(別紙1)を付し、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。 2 システム開発及び変更作業は、区の内部に設置のサーバー上で行い、作業の過程では、委託先に個人情報を直接触れさせない。 3 委託先が実施する検査結果の入力、接種データの取込みテストにおいては、ダミーデータを使う。 4 実データを使用した検証作業は、区職員が実施する。 5 委託先がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施させる。 						
新規開発・追加・変更の時期	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">2019年4月</td> <td>システム変更の着手</td> </tr> <tr> <td>2019年5月</td> <td>仮稼働</td> </tr> <tr> <td>2019年6月1日(予定)</td> <td>変更後システムの本稼働</td> </tr> </table>	2019年4月	システム変更の着手	2019年5月	仮稼働	2019年6月1日(予定)	変更後システムの本稼働
2019年4月	システム変更の着手						
2019年5月	仮稼働						
2019年6月1日(予定)	変更後システムの本稼働						

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

件名 風しんの追加的対策の実施に伴う保健情報システム(対人系)の改修業務の委託について

保有課(担当課)	保健予防課
登録業務の名称	風しん追加的対策
委託先	株式会社両備システムズ 【プライバシーマーク取得】 【情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS・ISO/IEC27001)認証取得】
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【抗体検査及び予防接種を希望する区民に係る情報項目】 氏名、生年月日、住所、性別、予防接種歴、既往歴、検査日、検査方法、抗体価、判定結果
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(情報システム課が所管する情報システム統合基盤サーバ)
委託理由	保健情報システム(対人系)「健康かるて Ver.7.0」のソフトウェア改修業務について、パッケージシステムの製造元であり、同ソフトの保守業務を委託している上記委託先に業務を委託して、円滑かつ効率的にシステム改修を行う。
委託の内容	新たに追加される風しん追加的対策の情報をシステムに組み込む改修業務
委託の開始時期及び期限	2019年4月予定
委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、「特記事項」(別紙1)を付すと共に、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 2 システム更新作業は、区の内部に設置のサーバー上で行い、データの持ち出しは行わない。 3 システム更新作業の過程では、委託先に個人情報を直接触れさせない。 4 更新作業に係る動作テストにはダミーデータを使い、実データを使用した検証作業は、区職員が実施する。 5 委託先がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施させる。 6 データ項目定義の修正漏れによるシステム不具合等が無いよう、双方で事前に綿密なスケジュール計画やチェックシートを作成して実施する。なお、稼働にあたっては必ず仮移行を行うこととし、本稼働はシステムを使用していない時間帯(時間外・休日)に実施し、十分な検証を行う。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 データのセットアップには、区職員が立ち会い、庁舎内で行う。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 システム更新作業は区の内部に設置のサーバー上で行い、データの持ち出しは行わせない。 3 システム更新作業の過程では、委託先に個人情報を直接触れさせない。 4 更新作業に係る動作テストにはダミーデータを使わせる。 委託先がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告をさせ、区が承認した後に操作を実施させる。 5 委託先がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告をさせ、区が承認した後に操作を実施させる。 6 データ項目定義の修正漏れによるシステム不具合等が無いよう、事前に綿密なスケジュール計画やチェックシートを作成させ実施させる。なお、稼働にあたっては必ず仮稼働を行うこととし、本稼働はシステムを使用していない時間帯(時間外・休日)に実施させ、十分な検証を行わせる。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 データのセットアップは、区職員立ち会いのもと、庁舎内で行わせる。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

件名 風しんの追加的対策に係る風しん抗体検査及び予防接種業務の委託について

保有課(担当課)	保健予防課
登録業務の名称	風しん追加的対策
委託先	集合代理契約による受託医療機関、健診機関 ※…区は、東京都に委任をし、東京都は全国知事会に再委任をし、全国知事会が上記委託先の取りまとめを行う日本医師会と集合代理契約を行う。
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【抗体検査を希望する区民に係る情報項目】 氏名、生年月日、住所、性別、予防接種歴、既往歴、検査日、検査方法、抗体価、判定結果 【予防接種を希望する区民に係る情報項目】 氏名、生年月日、住所、性別、予防接種歴、既往歴
処理させる情報項目の記録媒体	紙(予診票及び検診票)及び電磁的媒体(委託先のコンピュータ)
委託理由	風しんの追加的対策の対象者の多くは働く世代の男性であることから、居住地以外でも風しんの抗体検査や定期接種を受けられる体制を整備する必要がある。 そのため、国は、全国の実施機関(医療機関、健診機関)の取りまとめ機関である日本医師会と、全国の自治体の取りまとめ機関である全国知事会との間で集合代理契約を締結することとしている。 区は、取りまとめ機関である東京都知事に委任をし、東京都知事は全国知事会へ再委任を行う。
委託の内容	1 抗体検査 対象者への予診、採血、抗体価の判定、検査結果の受診者への通知 2 定期予防接種 対象者への予診、ワクチン(原則としてMRワクチン)の接種
委託の開始時期及び期限	2019年4月1日から2020年3月31日まで ただし、委託の有効期間の終了1か月前までに、契約当事者(全国知事会、日本医師会)のいずれか一方により別段の意思表示がないときは、終期の翌日において向こう1か年間契約の更新をしたものとみなす。なお、契約の更新は2回を限度とする。
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 随時調査を行い、個人情報の管理、保管状況を確認する。 2 事故が発生した場合又は生じる恐れのあることを知ったときは、速やかに区に報告し、区の指示に従うよう指導する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	受託事業者である実施機関(医療機関、健診機関)には、集合代理契約として締結される委託契約書に付される個人情報取扱注意事項(別紙2※)を遵守させ、以下の保護対策を行わせる。保護対策については、国から統一的な対策が示されており、区独自の特記事項は付さない。 ※…「丁」は委託先、「丙」は区である。 1 個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の管理を適正に行う。 2 業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。委託契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 3 業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適切な方法により行う。 4 業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の管理のために必要な措置を講じる。 5 区の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。 6 区の承諾があるときを除き、業務を行うため区から提供を受けた個人情報が記録等を複製し、又は複製してはならない。

	<p>7 区が承諾したときを除き、個人情報を取り扱う業務については第三者に委託してはならない。</p> <p>8 業務を行うため区から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託契約の終了後直ちに区に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、区が別に指示したときはその指示に従うものとする。</p> <p>9 業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。</p> <p>10 事故が発生した場合、又は生ずる恐れのあることを知ったときは、速やかに区に連絡し、区の指示に従わなければならない。</p>
--	---

個人情報取扱注意事項

(基本的事項)

第1 丁は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 丁は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 丁は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目標を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(適正管理)

第4 丁は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 丁は、丙の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 丁は、丙の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため丙から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 丁は、丙が承諾をしたときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 丁は、この契約による業務を行うため丙から提供を受け、又は丁が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに丙に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、丙が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 丁は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 丙は、丁がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 丁は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに丙に報告し、丙の指示に従わなければならない。

件名 風しんの追加的対策に係る風しん抗体検査業務の再委託について

保有課(担当課)	保健予防課
登録業務の名称	風しん追加的対策
委託先(再委託)	(委託先) 集合代理契約による受託医療機関、健診機関 (再委託先) 集合代理契約による各受託医療機関、各健診機関が指定する衛生検査所 ※…区は、東京都に委任をし、東京都は全国知事会に再委任をし、全国知事会が上記委託先の取りまとめを行う日本医師会と集合代理契約を行う。
再委託に伴い事業者へ処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【抗体検査を希望する区民に係る情報項目】 氏名、性別、生年月日、検査日、検査方法、抗体価
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(再委託先のコンピュータ)
再委託理由	集合代理契約における委託契約では、実施機関は、区が委託する業務の全部または一部を第三者に委託してはならない、とする一方で「検査機器等の不備により、血液検査等の実施が困難であることを理由に、第三者に業務の一部を委託する場合はこの限りではない」としている。
再委託の内容	1 委託先において採取した血液から風しんウイルスの抗体価を検査する。 2 委託先に検査結果を報告する。
再委託の開始時期及び期限	2019年4月1日から2020年3月31日まで。 ただし、委託の有効期間の終了1か月前までに、契約当事者(全国知事会、日本医師会)のいずれか一方により別段の意思表示がないときは、終期の翌日において向こう1か年間契約の更新をしたものとみなす。なお、契約の更新は2回を限度とする。
再委託にあたり区が行う情報保護対策	1 委託先を介し、随時調査を行い、個人情報の管理、保管状況を確認する。 2 事故が発生した場合又は生じる恐れのあることを知ったときは、速やかに委託先に報告し、委託先を介した区の指示に従うよう指導する。
再受託事業者に行わせる情報保護対策	区は、委託先が本件再委託を行うに当たり、「区と委託先との間の契約書に係る個人情報取扱注意事項」(別紙2)と同等の個人情報取扱注意事項(別紙5※)を本件再委託に係る契約書に添付し、再委託先に遵守させることを条件に本件再委託を承諾することとする(別紙3及び別紙4参照)。 ※…「甲」は委託先、「乙」は再委託先である。 1 個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の管理を適正に行う。 2 業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。委託契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 3 業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適切な方法により行う。 4 業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の管理のために必要な措置を講じる。 5 委託先の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。 6 委託先の承諾があるときを除き、業務を行うため委託先から提供を受けた個人情報が記録等を複写し、又は複製してはならない。 7 個人情報を取り扱う業務については第三者に委託してはならない。 8 業務を行うため委託先から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本件再委託契約の終了後直ちに委託先に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託先が別に指示したときはその指示に従うものとする。 9 業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。 10 事故が発生した場合、又は生ずる恐れのあることを知ったときは、速やかに委託先に連絡し、委託先の指示に従わなければならない。

年 月 日

風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種に係る委託契約
再委託承諾申請書

機関名

所在地

機関管理者氏名

印

連絡先（電話番号）

当機関が受託している「風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種に係る委託契約」について、抗体検査を下記の機関に再委託することを貴職により承諾されることをお願いいたします。

記

再委託先機関

機関名

所在地

機関管理者氏名

連絡先（電話番号）

その他参考となる事項

年 月 日

風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種に係る委託契約
再委託承諾書

(機関名) (機関管理者氏名) 様

新宿区長 (氏名) (公印省略)

貴機関が受託している「風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種に係る委託契約」について、抗体検査を下記の機関に再委託することを承諾します。

なお、本件承諾は、別紙「個人情報取扱注意事項 (再委託用)」を本件再委託契約書に付記し、同内容を遵守させることを条件に行うものです。

記

再委託先機関

機関名

所在地

機関代表者名

その他参考となる事項

【担当】

新宿区健康部保健予防課予防係

Tel 03-5273-3859

Fax 03-5273-3820

担当

個人情報取扱注意事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目標を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、いかなる場合にも、この契約による個人情報を取り扱う業務については、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

件名 風しんの追加的対策に係る風しん抗体検査及び予防接種業務の委託に係る費用請求、支払い事務代行業務の委託について

保有課(担当課)	保健予防課
登録業務の名称	風しん追加的対策
委託先	国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)、東京都国民健康保険連合会(以下「国保連合会」という。) ※…区は、東京都に委任をし、東京都が上記委託先と代理契約を行う。
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【抗体検査及び予防接種を希望する区民に係る情報項目】 氏名、生年月日、住所、性別、予防接種歴、既往歴、検査日、検査方法、判抗体価、判定結果 ※…上記情報項目については、収集は行わず、記録も行わない。
処理させる情報項目の記録媒体	紙(予診票及び検診票)
委託理由	国は、今般の風しんの追加的対策において、以下の理由から請求・支払い事務の代行機関は国保中央会、国保連合会とすることとしている。 ・限られた期間で効率的に全国統一の集合代理契約の仕組みを構築する必要があること ・すべての市区町村と既存の請求支払・決済に関するシステム構築がされていること ・既に同様の先行事例があり、導入に要するシステム等の準備や費用が比較的短期間で整うことが期待されていること
委託の内容	1 請求事務 実施機関から届いたクーポン券が添付された受診票又は予診票、並びに請求書類を確認し、請求書とともに区へ請求する。 2 支払事務 区からの支払いを受け、実施機関への支払いを行う。
委託の開始時期及び期限	2019年4月1日から2020年3月31日まで。 ただし、委託の有効期間の終了1か月前までに、契約当事者(全国知事会、日本医師会)のいずれか一方により別段の意思表示がないときは、終期の翌日において向こう1か年間契約の更新をしたものとみなす。なお、契約の更新は2回を限度とする。
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 必要に応じ調査を行い、個人情報の管理、保管状況を確認する。 2 事故が発生した場合又は生ずる恐れのあることを知ったときは、速やかに区に報告し、区の指示に従うよう指導する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	受託事業者である国保中央会及び国保連合会には、代理契約として締結される委託契約書に付される個人情報取扱注意事項(別紙2※)を遵守させ、以下の保護対策を行わせる。保護対策については、国から統一的な対策が示されており、区独自の特記事項は付さない。 ※…「丁」は委託先、「丙」は区である。 1 個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の管理を適正に行う。 2 業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。委託契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 3 業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適切な方法により行う。 4 業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の管理のために必要な措置を講じる。 5 区の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。 6 区の承諾があるときを除き、業務を行うため区から提供を受けた個人情報が記録等を複写し、又は複製してはならない。

	<p>7 区が承諾したときを除き、個人情報を取り扱う業務については第三者に委託してはならない。</p> <p>8 業務を行うため区から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託契約の終了後直ちに区に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、区が別に指示したときはその指示に従うものとする。</p> <p>9 業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。</p> <p>10 事故が発生した場合、又は生ずる恐れのあることを知ったときは、速やかに区に連絡し、区の指示に従わなければならない。</p>
--	---

個人情報取扱注意事項

(基本的事項)

第1 丁は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 丁は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 丁は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目標を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(適正管理)

第4 丁は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 丁は、丙の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 丁は、丙の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため丙から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 丁は、丙が承諾をしたときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 丁は、この契約による業務を行うため丙から提供を受け、又は丁が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに丙に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、丙が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 丁は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 丙は、丁がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 丁は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに丙に報告し、丙の指示に従わなければならない。